

埼玉県自家用水道条例施行規則

昭和三十二年三月三十日
規則第八号

（給水人数等）

第一条 埼玉県自家用水道条例（昭和三十二年埼玉県条例第二号。以下「条例」という。）第二条に規定する人数は五十人とし、世帯数は十世帯とする。

（確認等の手続）

第二条 条例第四条第一項の確認を受けようとするものは、様式第一号の確認申請書を保健所長に提出しなければならない。

2 条例第四条第二項の規定により次に掲げる事項の変更の承認を受けようとするものは、様式第二号の承認申請書を保健所長に提出しなければならない。

- 一 給水を受けるものの数又は世帯数
- 二 給水区域
- 三 水源の種別又は取水地点
- 四 主要な水道施設の位置、規模又は構造
- 五 浄水方法

第三条 条例第五条に規定する届出は、様式第三号の届出書により行うものとする。

第四条 条例第五条に規定する検査に合格したものに対しては、様式第四号の合格証を交付する。

（廃止の届出）

第五条 条例第四条第一項の確認を受けたものは、当該自家用水道を廃止したときは、速やかにその旨を様式第五号の届出書により保健所長に届け出なければならない。

（証明書）

第六条 条例第九条第二項に規定する証明書は、様式第六号によるものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和三十二年四月一日から施行する。
- 2 条例附則第二項に規定する届出は、様式第七号により行うものとする。

附 則（昭和三十三年六月二十四日規則第十四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年十二月十四日から適用する。
- 2 この規則施行の際、従前の規定によりなされている行為は、改正後の自家用水道及び公共井戸に関する条例施行規則の各相当規定によつてなされたものとみなす。

附 則（昭和三十五年十二月三十日規則第五十一号）

- 1 この規則は、昭和三十六年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第一条から第七十六条までに掲げる規則（以下「改正前の規則」という。）に基づいてなされている手続その他の行為は、この規則による改正後の第一条から第七十六条までに掲げる規則（以下「改正後の規則」という。）に基づいてなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則に基づいて作成されている用紙は改正後の規則の各相当規定に基づいて作成されたものとみなす。

附 則（昭和四十年七月六日規則第四十五号）

この規則は、昭和四十年八月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年一月二十日規則第五号）

この規則は、昭和四十五年二月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年十月十一日規則第七十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。